

# 令和5年度秋の農業祭

## 「移動販売車（キッチンカー）」出店者募集要領

### 1 目的

この要領は、春日井農業祭実行委員会が主催する農業祭において、移動販売車（以下、「キッチンカー」という。）での飲食提供により、農業祭の魅力の向上、参加促進に資することを目的とする。

### 2 出店日時

令和5年11月11日（土）午前10時から午後3時まで（搬入出を除く）

※ただし荒天等の場合は、中止とする。

### 3 出店場所

秋の農業祭会場（尾張中央農業協同組合 春日井中央支店）内  
春日井市八田町1丁目16番地3 ※会場配置図参照

### 4 出店内容

（1）募集小間数 5小間程度

※申し込みは、1店舗につき1小間とする。

※申し込み多数の場合は、販売品目、価格等を考慮し、主催者が選考する。

（2）小間割 会場内配置は、主催者において決定する。

（3）出店料 3,000円／1小間

### 5 出店資格及び制限

（1）出店資格

ア 公的機関が発行する春日井市内における有効な営業許可証（自動車による飲食店営業）を有すること。

イ 食品衛生責任者又は調理師の有資格者が常駐すること。

（2）出店制限

次のいずれかに該当する法人又は個人は、出店の対象外とする。

ア 代表者が成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者である者。

イ 破産者であって復権していない者。

ウ 過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者。

エ 国税、地方税を滞納している者。

オ 暴力団員等（春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者であるおそれのあると市長が認める者。

カ 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は

民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者等経営状態が著しく不健全であると認められる者。

## 6 販売品目

- (1) 食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物とする。
- (2) 調理・包装済みの飲食物を販売する場合は、名称、期限表示、製造者、販売者等を必ず記載すること。
- (3) 販売品及び出店に関わる一切の責任を負うこととし、購入者に対して後日連絡を取れる体制を講じること。
- (4) 申込時の販売品以外の販売及び宣伝行為は禁止する。
- (5) 次の食品は販売を禁止する。

ア 酒類

イ 残り汁等の残飯が想定されるもの（販売者において、適切に処理が可能な場合はこの限りではない。）

## 7 キッチンカーの仕様

- (1) 車両寸法 全長×全幅の平面積が10㎡以内とする。
- (2) 設 備 電力、給排水設備を搭載していること。  
※会場内の設備等の使用は不可とする。
- (3) 環境保護 2005年（平成17年）以降の排出ガス規制基準に適合した低公害車両であること。
- (4) 外 装 陸運局の車体等構造にかかる許可を得たものであること、かつ、華美な装飾でないこと。

## 8 車両及び資機材の搬入出

- (1) 搬入は、11月11日（土）午前9時から10時までの間とする。
- (2) 搬出は、11月11日（土）午後3時から4時までの間とし、車両及び資機材等を完全撤収すること。

## 9 店舗・設備

- (1) 出店に必要な資機材、費用等はすべて出店者の負担とする。
- (2) 法令に定める申請、届出や必要な資格者の配置は出店者の責任と負担で実施すること。
- (3) 保健所が定める適切な衛生管理と加工（調理等）ができ、衛生的に販売すること。
- (4) 出店者は、車外にゴミ箱を設置し、自店の販売物以外が投棄されていても持ち帰り適正に処分すること。なお、排水についても自店にて管理し、適正に処分すること。
- (5) 電気設備、排水設備、水道設備を始めとする会場内設備の使用は不可とする。発電機等必要な機材は出店者が用意すること。
- (6) 営業に発電機等が必要な場合は、低公害、低騒音な機器を使用するとともに火災等の事故防止に必要な対策を講じるものとし、配線の養生など来場者の安全に万全を期すこと。

- (7) スピーカー等を使用したBGMや呼び込み等は禁止とする。
- (8) 照明は、作業用のみとし、車両の電飾及び看板照明等は禁止とする。

## 10 注意事項

- (1) 食品営業許可書は、店舗内の視認可能な場所に掲示すること。
- (2) 火気を使用する場合は、出店日前までに消防署と協議し、必要な届出及び消火器具を設置すること。
- (3) 申請時に提出した販売品目以外は販売しないこと。
- (4) 出店の申請をしたキッチンカーを無断で変更することはできない。
- (5) 春日井保健所が定める「自動車による営業並びに露店営業、臨時営業及び短期営業に関する取扱要領」に従い、衛生管理等を徹底すること。
- (6) 包装容器は、紙包装等環境負荷軽減に配慮すること。
- (7) 出店に係る権利は、他人に委託し又は譲渡することはできない。
- (8) 販売中は、車両のエンジンを停止することとし、かつ無断での移動を禁止する。
- (9) 上記の項目に違反した場合は、今後の出店を禁止する。

## 11 損害賠償

- (1) 食品営業に係る賠償責任保険に加入していること。加入する保険の補償対象は、食中毒などの食品安全及び看板の倒壊など出店者を原因とする事故に係る怪我等を含めること。
- (2) 出店者はその責めに帰する理由により、会場内設備の全部又は一部を滅し、又は損傷したときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払うこと。ただし、設備を原状に回復した場合は、この限りではない。
- (3) 出店に起因する事故（火災や食中毒など）や苦情（販売品や営業方法に関するものを含む）は出店者が全責任を負い、誠意を持って対応すること。主催者は一切責任を負わないこととする。
- (4) 出店者の備品や販売品の盗難、破損及び紛失等の損害について、主催者は一切責任を負わないこととする。
- (5) 中止等は、当日午前7時までに決定し、出店者に電話にて通知する。
- (6) 中止に伴う損失、販売数量等に基づく損失については、主催者は一切補償しないこととする。

## 12 出店申込及び問い合わせ先

〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地  
春日井農業祭実行委員会（春日井市産業部農政課内）  
電話 0568-85-6236 F A X 0568-84-8731  
E-mail nose@city.kasugai.lg.jp

## 13 申込方法及び期限

- (1) 申込方法  
「令和5年度秋の農業祭 移動販売車出店者申込用紙」に必要事項を記入し、車両の写真を添付して春日井市産業部農政課へ持参、メール又は郵

送にて提出すること。（FAXでの申し込みは不可。）

(2) 提出期限

令和5年9月25日（月）午後5時 必着

#### 14 出店者の選考

- (1) 出店者の決定は、主催者が選考した後、結果を文書で通知する。なお、選考理由については開示しない。
- (2) 春日井市暴力団排除条例を受け、「公共的行催事における露店等の出店届出要綱」に準じ、出店者の審査を行い、違反等が発覚した場合は出店取消とする。

#### 15 出店決定後に提出する書類

- (1) 出店届出書兼誓約書（別紙）
- (2) 食品営業許可証一式の写し
- (3) 食品衛生責任者又は調理師免許証の写し
- (4) 生産物賠償責任保険証書・施設賠償責任保険証書等の写し
- (5) 納税証明書等の未納がないことが確認できる書類の写し

#### 16 事務手続きのスケジュール等について

日程	提出書類など
9月25日（月）	出店申込期限 ①出店者申込用紙 ②キッチンカー写真画像 （車両の正面・側面の全体及びナンバープレートが確認できるもの）
10月上旬	春日井農業祭実行委員会幹事会にて出店者選考
10月中旬	出店可否通知書送付（仮決定）
10月27日（金）	次の書類の提出期限 ①出店届出書兼誓約書 ②食品営業許可証一式の写し ③食品衛生責任者又は調理師免許証の写し ④賠償責任保険証券の写し ⑤直近の国税及び地方税の納税証明書等の写し
11月上旬	出店許可通知書送付 春日井市暴力団排除条例を受け、公共的行催事における露店等の出店届出要綱に準じた審査を経て、正式な出店決定とする。なお、違反が発覚した場合は、仮決定を取消とする。

#### 17 その他

本要領に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、法令（春日井市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、主催者と出店者の協議の上処理する。